

## 質問回答

| NO. | 質問  | 回答         |
|-----|---|------------|
| 1   | 仕様書別添4の「8. 企業等の賃上げの実施」でいう「中小企業等」の定義は、「全省庁統一資格の中小企業」ではなく、「法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう」ということで間違いないでしょうか。 | ご認識のとおりです。 |